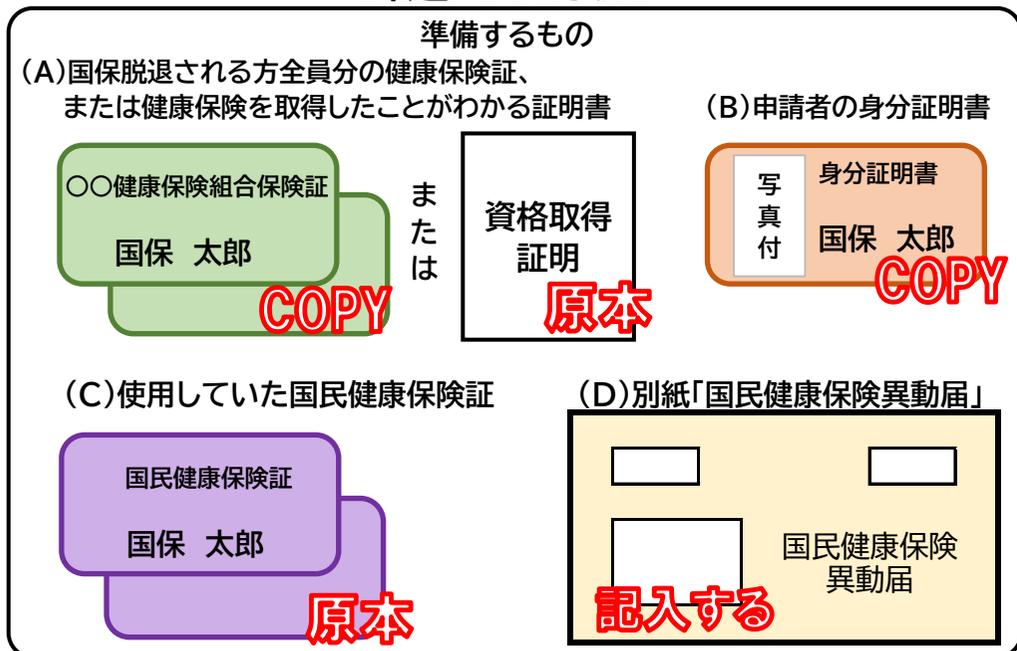


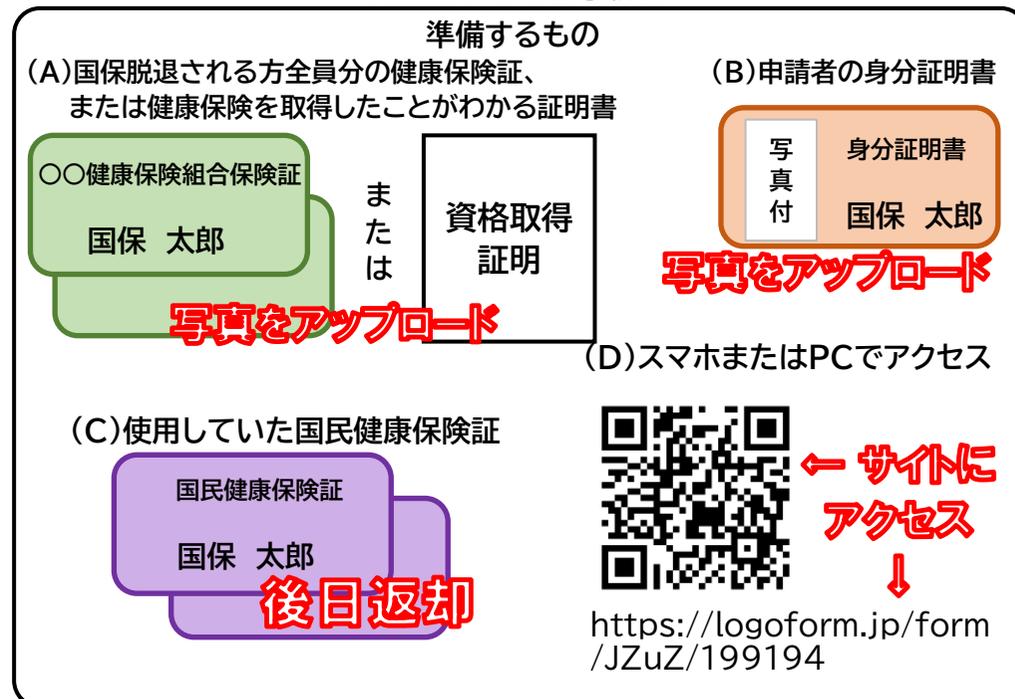
郵送またはWEBによる国民健康保険脱退手続きについて

会社の健康保険に加入したり、社会保険加入者の被扶養者になった場合には、国民健康保険をやめる届出が必要です。お手続きは郵送またはWEBでも受け付けておりますので、必ず手続きをしてください。

郵送によるお手続き



WEBによるお手続き



(A)健康保険証のコピーまたは健康保険を取得したことがわかる証明書の原本、(B)のコピー、(C)の原本、記載済みの(D)全てを同封のうえ、市役所国保年金課まで送付してください。
なお、(A)と(C)は対象者全員分を同封してください。

(D)のお申込みサイトにアクセスし、入力してください。
入力の際には(A)と(B)を撮影いただき、写真のデータをアップロードしていただきます。

後日、封筒をお届けいたしますので、(C)を返却いただくことでお手続きが完了となります。

〒509-0292

可児市広見一丁目1番地

可児市役所

国保年金課 保険給付係 行

切手

※ご注意ください

- 会社の保険証のコピーは、切り替える人全員分必要です。コピーのない人の分については、手続きをすることができません。
- 国民健康保険税は、手続きをした翌月に精算となります。当月の納期分までは保険税をお支払いください。
- 保険証が変わった後に、国民健康保険証を使われた場合は、早急に医療機関等に新しい保険証を提示してください。
- 国民健康保険加入の手続きは、郵送ではできません。詳しくは国保年金課まで問い合わせてください。